

神奈川大学大学院研究生規程

(目的)

第1条 この規程は、神奈川大学大学院学則（以下「学則」という。）第45条第2項に基づき、研究生に関する事項について定める。

(資格及び入学許可)

第2条 学則第29条の各号に定める者で、本学大学院研究科において、特定の専門的研究を行うことを志望する者については、正規学生の研究並びに指導に支障のない範囲において、選考のうえ研究生として入学を許可する。

(出願)

第3条 研究生として入学を志望する者は、所定の書類をもって出願しなければならない。

(在学期間)

第4条 研究生の在学期間は、1年以内とする。ただし、研究のため必要あるときは、願い出により期間の延長を許可することがある。

2 前項の期間の延長は、所定の書類をもって、研究科委員長に願い出なければならない。

3 前1項に定める入学許可は、研究科委員会の審議を経て、大学院委員長が行う。

(研究報告及び証明書)

第5条 研究生は、研究期間が終了したとき、研究経過とその成果の概要を記した研究報告書を研究科委員長を経て大学院委員長に提出しなければならない。ただし、当該在学期間において作成した研究論文をもってこれに代えることができる。

2 研究生には、願い出によりその研究の期間及び内容について、前項の報告書に基づき証明書を交付する。

(研究費等)

第6条 研究生は、別に定める検定料及び研究費を納入しなければならない。

(準用)

第7条 この規程に定めのない事項については大学院学則を準用する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、大学院委員会の審議を経て、理事会が行う。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

(略)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。